

別表5 ごみの回収及び集積等一覧表

ごみの種類		収集	予定回収量	処理方法	備考
区分	仕分				
可燃ごみ (非感染性)	紙類、布類、木屑類、残飯、 茶殻、果物等	毎 日	毎月概ね 7 t	各ごみ箱から回収したごみを、発注者の指定する場所に集積後、他の分類のごみの混入を確認の上再分別を行い、発注者が別途委託する収集運搬業者が回収に来るまで集積場に保管する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ごみの処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、医療法、広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、広島市立安佐市民病院医療廃棄物取扱マニュアル等を遵守し、適正に処理を行うこと。</li> <li>2 可燃ごみ、不燃ごみ用のポリ容器は定期的に水洗い、消毒を行い、清潔に保持すること。</li> <li>3 各ごみ箱には、発注者の指定するごみ袋をセットするものとする（ごみ袋に係る費用は、受注者の負担とする。）。</li> <li>4 感染性廃棄物の取扱いについては、特に針刺し等の事故が発生しないよう十分注意し、従事者の事故防止に関する研修の実施、意識啓発を行うこと。また、事故が発生したときは、遅滞なく発注者に報告すること。</li> <li>5 収集したごみは、再分別し、各区分の収集・運搬業者へ引き渡すものとする。</li> <li>6 ごみの予定回収量はあくまでも過去の実績を基に算出したものであり、その数量は変動する可能性があるため留意すること。</li> </ol>
不燃ごみ (非感染性)	陶器類		毎月概ね 9 t	各ごみ箱から回収したごみを、発注者の指定する場所に集積後、他の分類のごみの混入を確認の上再分別を行い、発注者が別途委託する収集運搬業者が回収に来るまで集積場に保管する。なお、陶器類は、水洗い、乾燥したうえで保管すること。	
	廃プラスチック類等				
資源ごみ	ビン類、缶類、布類、紙類 (ダンボール等)		毎月概ね 5 t	各ごみ箱から回収したごみを、発注者の指定する場所に集積後、仕分毎に分類し、物によっては紐で括るなどし、発注者が別途委託する収集・運搬業者が回収に来るまで集積場に保管する。なお、ビン類、缶類は、水洗い、乾燥したうえで保管すること。	
感染性医療 廃棄物	血液、体液の付着したチューブ、ビニール類、布類、 採血管、注射針等	毎月概ね 23 t	専用容器に詰められた医療廃棄物を各所属から回収し、発注者の指定する場所に集積し、発注者が別途委託する収集運搬業者が回収に来るまで施錠のうえ保管する。		
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、体温計等	随 時	毎年概ね 1.4 t	各ごみ箱から回収したごみを、発注者の指定する場所に集積後、他の分類のごみの混入を確認の上再分別を行い、発注者が別途委託する収集運搬業者が回収に来るまで集積場に保管する。	
グレーチング 下の堆積ごみ	汚泥、紙類、木屑類等		—	グレーチング下の溝に堆積しているごみ・汚泥等を随時に回収・袋詰めし、発注者の指定する場所に集積後、発注者が別途委託する収集運搬業者が回収に来るまで集積場に保管する。	